

福島県柔道整復療養費審査委員会の審査委員に係る公募要領

1. 趣旨

福島県柔道整復療養費審査委員会(以下「柔整審査会」という)の審査委員に係る公募について定めるものという。

2. 公募人数

柔整審査会の委員において、施術担当者を代表するものを4名公募する。

3. 委嘱任期

柔整審査会の審査委員の委嘱任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。また、審査委員は、再任されることができる。

4. 応募の条件

次の条件を満たす者であること。

(1)関係団体の推薦が得られる者とする。(施術担当者を代表する者を推薦する団体は、当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものであること。)

(2)受領委任の取扱いの中止措置を受けていない者とする。

5. 推薦する団体が必要とする事項

施術担当者を代表する者を推薦する団体は、団体の法人名・所在地・役員等氏名および会員数等の概要を記した書類(パンフレット等)、令和6年度及び令和7年度中に当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものと判る資料を令和8年3月9日(月)までに、全国健康保険協会福島支部に提出(必着)すること。

6. 公募期間及び応募方法

令和8年3月9日(月)まで(必着)に所定の福島県柔道整復療養費審査委員会審査委員推薦書、福島県柔道整復療養費審査委員会審査委員申込書を全国健康保険協会福島支部に提出すること。

7. 選考方法

(1)柔整審査会の委員として、公正かつ適正な審査を行える者を選考する。

(2)その他、柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱の各号の要件をみたした者であること。

なお、選考結果は推薦する団体に書面により通知する。